

10月改定 食費・居住費等の設定について

厚生労働省老健局老人保健課課長補佐

神ノ田昌博

全老健副会長、介護保険・経済委員会委員長

山田和彦

「個別具体的な項目の原価積算による算出は正しい理解ではない」

山田和彦副会長（以下、山田）：今般の10月1日の改定で、食費・居住費が保険給付から外され、利用者の個人負担になったことから、食費・居住費が利用料としての取り扱いとなり、その設定方法について「原価積算」の縛りをしないことが、さる9月7日に開催された全国介護保険指定基準・監査担当者会議で公式に表明されました。

全老健では、介護保険制度導入以降、日常生活費や教養娯楽費等の利用料設定に関し、「原価積算」の縛りはおかしい旨、訴え続けてきましたので朗報として受け止めておりますが、今回、公式に「原価積算」の縛りとしないこととした経緯について教えてください。

神ノ田課長補佐（以下、神ノ田）：確かにこれまで、老企第54号の「実費相当額」の解釈をめぐって、さまざまな見解がなされた経緯につきましては、全老健からのご指摘もあり、承知しております。

しかしながら、厚生労働省として利用料の設定にあたり、「個別項目の原価を積算した上で設定

せよ」との指導をしたことはなく、その意味で今回、特段の方針転換をしたわけではないことをご理解いただきたいと思います。

また、介護保険制度のスタート当時は、特別養護老人ホームが措置施設から契約施設に変わったこともあり、一部の都道府県において、指導監査担当者が措置施設の感覚で介護保険施設に対し、「日常生活費等の利用料の設定においては個別具体的な項目の原価の積算により算出したものでなければ認めない」としていたところがあったかもしれません。

しかし、それは、正しい理解ではないということで、今回、100問からなる「平成17年10月改定関係Q&A」（以下、Q&A）の問37への回答の形で公式に整理を行いました（表）。

「居住費設定は常識的に、社会通念上の範囲で建設費用、近隣施設の家賃などを参考に」

山田：問37の回答中、「居住費の場合、①施設の建設費用及び②近隣の類似施設の家賃及び光熱水費を勘案するとともに、書面による説明と同意を行う等適切な手続きが確保されていれば良く、

丸議 10月改定 食費・居住費等の段次化について

表 「平成17年10月改定関係Q&A」(9月7日 全国介護保険指定基準・監査担当者会議資料) より抜粋

(問37)

居住費・食費の水準を設定する場合、例えば食材料費や食費の原価を積み上げて設定する必要があるのか。

(答)

1. 利用者負担第4段階の方の居住費・食費の水準は、利用者と施設の契約により設定するものである。
2. その水準の設定に当たっては、例えば、居住費の場合、①施設の建設費用及び②近隣の類似施設の家賃及び光熱水費を勘案するとともに、書面による説明と同意を行う等適切な手続が確保されていれば良く、個々の施設・設備等の原価を積算した上で設定することを求めているわけではない。
3. これは、日常生活費における「実費相当額」についても同様であり、例えば、洗濯代の水準設定に当たり、原価を積算した上で設定することを求めるものではない。
4. 略

(問38)

同じ内容の食事を提供する場合に、利用者負担第4段階の方の居住費・食費を第1段階から第3段階までの方に対する補足給付の「基準費用額」よりも高い料金としてよいか。また、その逆に利用者負担第4段階の方の居住費・食費を補足給付の「基準費用額」よりも低い料金とすることはどうか。

(答)

1. 「基準費用額」は、利用者負担第1段階から第3段階の方に対して補足給付を行う際の基準であり、利用者と施設の契約により設定する利用者負担第4段階の方の居住費・食費の設定については、「基準費用額」を踏まえて設定する必要はない。
2. ただし、利用者負担第4段階以上の方の居住費・食費についてのみ、第1段階から第3段階の方に対する補足給付の「基準費用額」よりも低い金額を設定することは、補足給付の趣旨、適正な保険給付の観点から適当とはいえない。

(問94)

弁当を持ってくる利用者は、デイサービスやショートステイの利用を断ることはできるのか。

(答)

利用者が弁当を持ってくることにより介護サービスの提供が困難になるとは考えにくいことから、サービスの提供を拒否する正当な理由には当たらないと考えている。

個々の施設・設備等の原価を積算した上で設定することを求めているわけではない」とありますが、ここで施設の建設費用及び②近隣の類似施設の家賃及び光熱水費を「勘案する」とは、どういうことでしょうか。

またぞろ、都道府県によっては、「施設が勘案した施設の建設費用及び近隣の類似施設の家賃及び光熱水費の内訳を見せろ」ということになるのではないかとの懸念があるのですが。

神ノ田：居住費をはじめとして利用料の設定については、常識的にというか、社会通念上の範囲で行ってほしいということであり、ここでいう「勘

案する」とは、「法外な料金を取っている」などといわれないよう、施設の建設費用及び近隣の類似施設の家賃及び光熱水費を「参考にして」とか、「よく考えて」という意味に理解していただいたらよいと思います。

もともと利用料は、保険給付のように公定価格ではなく、利用者との相対契約で決まるものですから、「書面による説明と同意」という契約上の手続きが適正に行われていれば事が足ります。

よいサービスについては、それなりにコストがかかるのは当然であり、そのコストを妥当と考えるか否かは、行政が判断することではなく、利用



山田和彦副会長

者が判断することと考えています。

「利用者負担第4段階の食費・居住費設定で基準費用額を踏まえる必要はありません」

山田：では当然、食費・居住費の設定で「基準費用額」を前提としたり、それを踏まえたりする必要はないわけですね。

神ノ田：誤解のないように念を押しておきますが、「基準費用額」は、利用者負担第1段階～第3段階までの方に対して補足給付を行う場合の上限額を示したもので、利用者負担第4段階の方の食費・居住費の目安や根拠ではありません。したがって、利用者負担第4段階の方の食費・居住費を

設定する際に踏まえる必要はありません。このことはQ&Aの問38に回答したとおりです（表）。

山田：ありがとうございました。介護保険スタート時から当会の介護保険担当をしてきた者としては、もう少し早く整理していただければうれしかったのですが、今回、このように決着をつけていただきて肩の荷が降り、ホッとしています。

「利用料相当額の1～2か月分を預かり金として徴収することは差し支えない」

山田：また今回のQ&Aにおいて注目すべき点の一つとして、当会からも質問をしておりました「預かり金（保証金）の徴収」については徴収が可能となりました。この経緯についても教えていただけますか。

神ノ田：問43においてお答えしておりますが、たとえば、居住費に類似する家賃では、保証金に相当する「敷金」が存在します。

また、介護報酬と違い、利用者の自己負担額については、少なからず未収の危険が伴うことは理解できますので、施設の安定した経営に資することを考慮して、社会通念に照らして適切な額であれば、「預かり金」（保証金）として徴収することは差し支えないものとしました。

もちろん、保証金を預かる場合は、重要事項説明書に記載して利用者に説明するとともに、同意をいただくようにしなければならないことはいうまでもありません。

「食事の持ち込みをもって
サービス提供を拒否する
理由にはならない」

山田：話は、食費・居住費とは変わりますが、Q&Aの問94(表)の「弁当を持ってくる利用者は、デイサービスやショートステイの利用を断ることはできるのか」に対する答えとして、「利用者が弁当を持ってくることにより、介護サービスの提供が困難になるとは考えにくいことから、サービスの提供を拒否する正当な理由には当たらないと考えている」とありました。これは、どうしてでしょうか。

神ノ田：今までとは違い、食事については相対契約となりましたので、施設から提供される食事サービスを「買う」、「買わない」は利用者の判断に委ねられます。つまり、通所サービスや短期入所のサービスでは、施設は学生食堂のように「食事の場所を提供」しているのであり、お弁当を持ってきてもいいですし、施設の提供する食事を利用してもいいということです。

山田：現場では、デイケアに来た利用者同士がお弁当の交換をしておなかをこわしたなどという話もあります。これがただの食あたりでなくサルモレラ菌やO157といった食中毒で利用者が死亡したりすれば、たとえ利用者の持ち込んだ食材が原因と判明しても、施設で起きた死亡事故ということになってしまいますよね。

要介護高齢者の集団生活の場として、衛生管理面から食事の持ち込みをお断りするという施設があってもおかしくないと思います。

たとえば、重要事項説明書に食事の持ち込み原則禁止を記載し、たとえば、食中毒の危険性や、



神ノ田昌博氏

栄養改善の必要性等について利用者に懇切丁寧に説明をして、結果的に全員から同意をいただいているような場合でも、持ち込みをお断りすることはいけないということでしょうか。

神ノ田：重要事項説明書に食事の持ち込み原則禁止を記載し、懇切丁寧に説明をして、結果的に利用者全員から同意を得ることは差し支えないと考えておりますが、食事の持ち込みをもって、サービス提供を拒否する理由にはならないという点だけは押さえておいていただきたいと思います。

山田：10月1日の改正はスタートしたばかりですので、改めて解説をお願いすることもあると思います。そのときはまたよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

解説

保険外負担の考え方 食費・居住費の第4段階設定と日用生活品費

構成：編集部

保険外という原則を重視する立場と基準費用額に基づくべきという立場

介護保険法の改正で、この10月から、施設給付費の中から食費・居住費が控除されることになった。これらの費用の額は、施設と利用者の相対契約で決定するものとされ、食費・居住費の保険外化に伴い、その考え方も変更されることになった。

ただ一方で、低所得者対策のための「補足給付」がなされることにともなって、「基準費用額」が設定されたことで、その費用と、相対契約で決定される「保険外の食費・居住費」との関係性について複数の考え方が浮かび上がった。

すなわち、1つは基準費用額があるのであるから、保険外となてもその費用の額は基準費用額に準ずるものであるべきで、それ以上の徴収についてはその根拠を求めるなど指導監査すべきであるという考え方、もう1つは基準費用額はあくまで低所得者対策のための補足給付の額を設定するためのものであるから、保険外になり、いわば市場経済の原理に基づくものとなった食費・居住費の額の設定は原理的に別の整理となるので、利用者負担第4段階以上の利用者に対する食費・居住費の額の設定は基準費用額に何らしばられるものではない、という考え方である。

このような状況のなかで、一部の都道府県、政

令指定都市では、前者の考え方をもって、「第4段階以上の利用者の食費・居住費も基準費用額とするべきであり、施設がそれ以上の額の設定をする場合には、その根拠を示すよう求める」という整理のもとで、動きを見せようとするところも出てきた。

単純に考えれば、保険給付には公費や保険料が原資であることから、統制経済的な価格の設定がありえても、それが保険外になれば市場原理により淘汰されるべきもので公的な介入が入るものではないということになるが、その整理がどうなるのかについて、施設関係者には不安の声が聞かれるようになった。

食費・居住費の設定で重要なのは適正な契約のプロセス

このような指導監督や運営等介護保険施設にかかる関係者のなかでの混乱に対応するかのように、厚労省老健局は9月7日に「全国介護保険指定基準・監査担当者会議」を開催した。

ここで老健局はQ&Aを示し（表1、データファイルP64）、この件について、きわめて明確に回答した。

すなわち、第4段階以上の利用者に対する食費・居住費の設定は、あくまで施設と利用者との相対契約でなされるものであるから、基準費用額

表1 9月7日に開催された「全国介護保険指定基準・監査担当者会議」で示されたQ & A

(問37)

居住費・食費の水準を設定する場合、たとえば食材料費や食費の原価を積み上げて設定する必要があるのか。

(答)

- 1 利用者負担第4段階の方の居住費・食費の水準は、利用者と施設の契約により設定するものである。
- 2 その水準の設定に当たっては、たとえば、居住費の場合、①施設の建設費用および②近隣の類似施設の家賃および光熱水費を勘案するとともに、書面による説明と同意を行うなど適切な手続きが確保されればよく、個々の施設・設備等の原価を積算した上で設定することを求めているわけではない。
- 3 これは、日常生活費における「実費相当額」についても同様であり、たとえば、洗濯代の水準設定に当たり、原価を積算した上で設定することを求めるものではない。
- 4 なお、「小規模生活単位型指定介護老人福祉施設等の居住費について」(平成15年老健局計画課・振興課・老人保健課長通知)は、廃止することとしている。

(問38)

同じ内容の食事を提供する場合に、利用者負担第4段階の方の居住費・食費を第1段階から第3段階までの方に対する補足給付の「基準費用額」よりも高い料金としてよいか。また、その逆に利用者負担第4段階の方の居住費・食費を補足給付の「基準費用額」よりも低い料金とすることはどうか。

(答)

- 1 「基準費用額」は、利用者負担第1段階から第3段階の方に対して補足給付を行う際の基準であり、利用者と施設の契約により設定する利用者負担第4段階の方の居住費・食費の設定については、「基準費用額」を踏まえて設定する必要はない。
- 2 ただし、利用者負担第4段階以上の方の居住費・食費についてのみ、第1段階から第3段階の方に対する補足給付の「基準費用額」よりも低い金額を設定することは、補足給付の趣旨・適正な保険給付の観点から適当とはいえない。

にしばられる必要はないこと、また、たとえ基準費用額より高い額の設定であってもその費用設定の適正性を細目料金の積算に求める必要はなく、重要なことは契約が適正なプロセスのもとに行われたかどうかにあるということを、指導権限者は留意すべしとしたのである。これはまさに全老健が発行した「利用者説明用パンフレット」に示した考え方そのものであった。

日用生活品費の「実費相当」と 食費・居住費設定の考え方

老健施設における保険給付外の費用の代表的なものに日用生活品費（日常生活費）、教養娯楽費がある。

これらの費用は介護保険施行前の老健施設では食費とともに保険給付の対象外とされ、その費用

は1月約300～500円程度となっていた。

しかしながらこの日用生活品費、教養娯楽費の費用徴収のあり方が、介護保険導入時に出された老企第54号通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（以下、老企54号）により、大きく変化することになる。

表2をご覧いただきたい。この②に「（略）あいまいな名目による費用の受領は認められないこと（後略）」、続く④に「その他の日常生活費の受領は、（中略）実費相当額の範囲内で行われるべきであること」とあるが、特に後者の「実費相当額」の解釈については、都道府県によって大きな開きがあり、「老健施設については介護保険以前から徴収していた額であり、従前の例に従えばよい」という考え方をするところと、「実費であるから、その実費の対象となる個別の項目を明確

**“日常生活品費などの料金設定は「原価積算」のしばりなし”
老健局が公式見解。老健施設の懸案のひとつが解決！**

厚生労働省老健局は9月7日、全国介護保険指定基準・監査担当者会議を開催し、介護保険改正の10月施行にかかる留意事項などについて説明を行った。

この会議で老健局は、居住費・食費の水準設定についてのQ&Aを示し、そのなかで、いわゆる日常生活品費の料金設定について触れ、「日常生活費の水準設定は原価を積算した上で設定することを求めるものではない」と明記した。

これは、全老健の会員施設から介護保険導入後数多く寄せられた、「都道府県の指導監査で、日常生活品費の設定については、個別具体的な項目の原価により算出したものでなければ認めないとしている」などの現状に対して、「それは正しい理解ではない」と公式の場で明確に整理を行ったものである。

今回の改正で保険給付から切り出された居住費・食費の料金設定は、①料金は利用者と施設の契約により決定するものであること、②その具体的な料金水準は、施設のイニシャルコストや所在地周辺の相場を勘案するとともに、書面による説明・同意を行うなど「適切な手続きが確保されれば」よいものであること、すなわち、③その料金設定において個々の施設・設備の原価を積算して決定することを求めていないものであるとした。

そして、この考え方は、日常生活費の「実費相当額」の設定でも当てはまるものであり、「たとえば、洗濯代の水準設定に原価積算を求めるものではない」とした。

この会議では、老健局の説明担当者が「（本件についての）指導の際にはこのことを十分留意していただきたい」と述べ、閉会のあいさつを行った介護保険指導室長も「（食費・居住費の設定に当たっては指導権者によりさまざまな見解があるようだが）手続きが適正に行われているかどうかが重要であることを、留意いただきたい」と重ねて強調した。

老企54号により発生した現場の混乱に対し、全老健執行部は一丸となって、その改善について再三にわたり強く要望を行ってきたが、今回このQ&Aにより、明確な結論を引き出すことができた。

(問37)

居住費・食費の水準を設定する場合、たとえば食材料費や食費の原価を積み上げて設定する必要があるのか。

(答え)

1 利用者負担第4段階の方の居住費・食費の設定は、利用者と施設の契約により設定するものである。

2 その水準の設定に当たっては、たとえば、居住費の場合、①施設の建設費用および②近隣の類似施設の家賃および光熱水費を勘案するとともに、書面による説明と同意を行うなど適切な手続きが確保されればよく、個々の施設・設備等の原価を積算した上で設定することを求めているわけではない。

3 これは、日常生活費における「実費相当額」についても同様であり、たとえば、洗濯代の水準設定にあたり、原価を積算した上で設定することを求めるものではない。

4 (略)